

認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリーサポートセンター事業を利用している方へ

令和7年度 認可外保育施設等の利用料の支給申請について

1. 対象者

以下の(1)～(3)をいずれも満たす方が対象となります。

- (1)無償化の認定（子育てのための施設等利用給付認定の新2号・新3号認定）を受けている方
- (2) 認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリーサポートセンター事業を利用し、利用料を施設にお支払いした方
 - ※佐倉市が無償化対象施設として確認を行っている施設・事業が対象です。
- (3) 幼稚園・認定こども園・保育園に在園していない方

2. 申請手続の流れ ※3か月毎に申請が必要です

- ①施設へ利用料支払い（領収書を受領）
- ② 3か月分ごとに領収書を添付して佐倉市役所こども政策課に申請書を提出
- ③市から皆様の指定口座にお振込み（認定保護者の口座に限ります。）
- ④振込時に支給決定通知書を市から郵送

※振込先として指定できる口座は、原則として、認定を受けた保護者と同一名義の口座に限られますので、申請の際はご注意ください。

3. 提出先（郵送可）

〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地
佐倉市役所 こども政策課 企画財務班 宛

4. 提出期限

各利用分の対象月に応じて、申請書提出期限が異なりますので、ご注意ください。

対象月	申請書提出期限	支払予定※2
令和7年4～6月分	令和7年7月11日（金）	令和7年8月下旬
令和7年7～9月分	令和7年10月10日（金）	令和7年11月下旬
令和7年10～12月分	令和8年1月9日（金）	令和8年2月下旬
令和8年1～3月分	令和8年4月10日（金）	令和8年5月下旬

裏面へつづく

※1 申請書は、支給決定通知書送付時に次回のもを送付しております。そのほか佐倉市HPからもダウンロードできますので、ご活用ください。

※2 支払い前に支給決定通知書を郵送します。

＜請求期限を過ぎてしまった場合＞

- 次回の提出期限にまとめて提出してください。
- 後から請求できる期限は、保育サービスを利用した翌月 1 日から起算して 2 年間です。2 年を過ぎると請求できなくなりますのでご注意ください。

5. 支給額

①認可外保育施設 ②一時預かり事業 ③病児・病後児保育事業 ④ファミリーサポートセンター事業
上記①～④の利用料を合算して 3～5歳児 37,000円/月まで支給
0～2歳児 42,000円/月まで支給



《認可外保育施設等》

【問い合わせ先】 佐倉市こども支援部こども政策課 企画財務班
TEL 043-484-6139